

移動等円滑化取組計画書
(貸切バス)

2021年 6月 7日

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

<p>(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none">・当社が計画している貸切バス車両は、リフト付きバス導入を2025年開催の大阪万博を契機に需要増が見込まれることから、2025年までに車両の更新と併せてリフト付きまたはエレベーター付きバスを導入する予定としている。
<p>(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none">・2021年度までに乗降方法等について当社ウェブサイト（ホームページ）に掲載する予定。・貸切バス乗務員に対し、車椅子利用者に関する理解を深めるため、定期的に対応事例等について教育訓練を実施する予定。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
リフト付きバスまたはエレベーター付きバス	・貸切バス車両としてリフト付きバスまたはエレベーター付きバスを 1 台導入する予定。(2025年度)

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
リフト付きバス利用方法の掲載	運転士へのソフト面での教育を実施する。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
貸切バスの予約方法の周知	ホームページに記載する。

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員の知識と技術向上	・乗務員を対象とした、高齢者、障害者の方の乗降の不安を払拭するため、乗務員が実際に車椅子に乗車し、乗降する際に車椅子利用者の気持ちになって体験する実習を行う。

III 移動等円滑化の促進のためIIと併せて講ずべき措置

・全従業員にバリアフリーに対する理解度を定期的に図るべく教育訓練等を年度計画として行う

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
計画内容	なし	

V その他計画に関連する事項

中期的な対応方針に記載された事項については、当社の中期経営計画に位置づけられてなお、バリアフリーの推進にあたり、当社総務部を主たる部署として行う。

以上